

平成30年度再資源化等業務に関する事業計画書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を確実に実施することとしている。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の更なる発展に向けた理解活動の推進、自治体における大規模災害対策への取組み支援及び自動車リサイクル制度のリスク対策の実施等の新規及び強化施策に取り組むことを通じて、社会への貢献を拡大していくことを中期的な方針としており、中期事業計画2年目となる平成30年度は着実に事業を進め成果を出す年度と位置付けている。また、引き続き質の向上、効率化、自動車リサイクル制度の安定稼働及び運営の基盤強化にも積極的に取り組んでいく。

指定再資源化機関として平成30年度は、特に地方公共団体のためのセーフティネット機能を強化するため、災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動、不法投棄・不適正保管事案の解消に資する知見の共有等の支援を実施する。また、全国に残存する使用済自動車等の不法投棄・不適正保管台数の削減に資するため、国が方針等を定めたモデル事業や事案の解消に向け、支援を実施する。

II 事業内容

平成30年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施する主要なものとは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成30年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で17,880台分、0.7億円の委託料金

等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、メーカーまたは輸入業者が倒産、撤退、廃業した車でメーカーが確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施することとしている。

平成30年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で20,520台分、1.7億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務は、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成30年度は定常的な取組みにより、82市町村に対し、24,234台分、1.1億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、その他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を行う
- (3) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、市町村支援を講じる。
- (4) 年間20市町村を対象に申請証憑の確認等を実施し、事務精度を維持する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

平成30年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方公共団体がないため出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄・不適正保管事案に関する課題解決を図るため、情報提供・助言等を実施する。
- (2) 不法投棄・不適正保管の残存事案および新規事案について、現地調査及び情報の整理を行い、事案の解消に向けた意見交換を行う。
- (3) 不法投棄等の未然防止・解消に向け、平成30年度は平成29年度に引続いて以下の取組みを検討・実施する。

- ①地方公共団体のニーズを踏まえて既存の不法投棄等対策支援を拡充するため、国は平成29年度より、平成30年度の実施に向けてモデル事業の検討を進めている。当部は当該モデル事業に基づき、当部による支援実務の実施内容を検討する
- ②上期に全国8ブロックで実施する自治体担当者基礎知識研修(座学研修)、および下期の実施を検討する担当者ステップアップ研修(実地研修)を通じて、地方公共団体担当者に不法投棄・不適正保管事案解消に向けた知見を提供する

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成30年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、地方公共団体からの相談については、全件対応を行う。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

平成30年度は、地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新規の要請が発生した場合は、必要な行為を実施する。

また、地方公共団体その他の者からの相談については、全件対応を行う。

7. 大規模災害対応

災害発生時の地方公共団体の対応の円滑化に向け、平成30年度は平成29年度に引続き環境省と連携し、被災自動車の処理円滑化に資する手引書・事例集等による情報提供・啓発や体制整備、処理計画の策定等の支援を行う。

また新たに、本財団の更なる機能・役割の発揮に向けて、災害時に発生する番号不明被災自動車の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、地方公共団体に協力することを目的に、環境省による「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)」への加入を年内に検討・判断する。

なお、平成29年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成30年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上